

令和7年3月釜石市教育委員会議定例会

1 開催日時 令和7年3月26日（水）午後1時25分から午後2時45分

2 開催場所 釜石市役所第4庁舎 教育委員会 会議室

3 出席委員 教育長 高橋 勝
 教育委員 佐野 茂樹
 教育委員 中田 義仁
 教育委員 佐々木 ひづる
 教育委員 花輪 妙子

4 議案

番号	案件名	審議結果
議案第6号	釜石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	可決
議案第7号	釜石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第8号	釜石市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則	可決
議案第9号	釜石市橋野高炉跡史跡整備検討委員会要綱等の一部を改正する告示	可決
議案第10号	釜石市教育委員会の事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令	可決
議案第11号	釜石市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	可決
議案第12号	釜石市教育委員会外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則	可決
議案第13号	釜石市立中学校部活動指導員設置規則	可決

番 号	案 件 名	審 議 結 果
議案第 14 号	釜石市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令	可決
議案第 15 号	釜石市指定文化財の指定に関し議決を求めることについて	可決

5 報告

番 号	案 件 名	審 議 結 果
報告第 1 号	令和 6 年度第 3 回釜石市学校給食センター運営委員会の開催結果 について	承認
報告第 2 号	令和 6 年度第 3 回釜石市文化財保護審議会の開催結果について	承認

【開会・会期の決定・付議案件】

○高橋教育長 本日の出席者は5人で、定足数に達しており、会議は成立します。

ただいまから令和7年3月釜石市教育委員会議定例会を開会いたします。どうぞよろしく
お願いいたします。

日程第1、会期の決定でございます。会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、こ
れに御異議ございませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

それでは、日程第2、付議案件に入ります。

「報告第1号 令和6年度第3回釜石市学校給食センター運営委員会の開催結果につい
て」を事務局から説明をお願いいたします。

○山根学校給食センター所長 では、1ページを御覧願います。

「報告第1号 令和6年度第3回釜石市学校給食センター運営委員会の開催結果につい
て」報告いたします。

開催日時は令和7年3月6日です。

出席状況ですが、委員16人中11人が出席をいただいております。

それでは、議事についてです。

令和7年度学校給食センター事業計画(案)について、資料に基づきまして説明をいたし
ました。計画としては大きな変更はございませんが、7年度から中学生のパンのグラム数
を85gから80gに変更するというので承認をいただいております。

次に、報告です。

令和6年度食に関する指導実施状況について、実施回数が70回、対象人数が1,360人、各
小中学校からの要望に基づきまして、栄養教諭が学校のほうを回って食に関する指導を行
ってまいりました。

次に、令和6年度施設見学及び給食試食会の実施報告です。

まず、施設見学は4件、人数は81人でした。この中には鶴住居幼稚園さん、保護者と年長
児が1回とあともう1回、年長児さんだけで受け入れて給食を食べる訓練をしていただ
いたということになります。それから、給食の試食会のほうですけれども、今年度は合計20
回、各学校のほうで行ってまいりまして、人数は425人でした。

次に、令和6年度の学校給食費の収納状況についてですが、昨年度の収納状況は100%と
いうことで御報告をしておりましたが、今年度も今のところの見込みですとほぼ100%いけ
るかなというところで、あとはまだ確認が取れてない方がいるのですが、3月末か4月の
間で訪問等をしながら100%というところで、本年度もそのような見込みであります。

その他については、特にございませんでした。

会議の中での主な質疑・意見等についてですが、委員さんから、原則、給食費は口座振替
にしているのですけれども、届出をしていただけない方がいるようだけれども、学校と
協力してそれをゼロにできないかという御質問をいただいております。今、納付書の方
が3件ほどいるのですけれども、この方たちには登録をしてくださいますというのでお願い

しているのですけれども、なかなか登録していただけていないのが現状でした。ただ、3件の方々が、来年度以降、給食費が第2子以降の無償化の対象に見込まれる家庭の方ですので、そうすると必然的に給食費が無償になりますので、納付書の対応は、7年度はゼロになる見込みであります。

献立募集について、募集して結果が出るまでちょっと時間が長いのではないかと、もう少しスピーディにできないかという御意見がありました。こちらにつきましては、以前は給食で実施できるという前提で募集をかけていたところがありましたが、いざ募集しても、ただ給食ではちょっと出せないなという献立もありまして、難しいなというところもあって応募数が減ってきているというところが現状でした。ただ、ここ何年かはトマトを使った料理で募集をかけたところでした。時期的なもので、募集というのが夏休み前に各学校さんのほうに募集をかけておりました、夏休みの宿題という形でやっていただければということをお願いしておりました。提出が夏休み明けになるので、9月以降に精査をしていただき、11月末くらいの運営委員会で賞を決めていただくということになっていまして、それを受けて今度1月のおたよりにレシピを載せて、あとは賞状と景品を1月、冬休み明けにお届けをするという形にしておりました。

委員さんのほうから、運営委員会の2回目の時期をもうちょっと早められれば、メニューとして出せるのではないかなというご意見もありましたが、なかなか給食で実施するメニュー、献立というのは使える食材や使えない食材等もありますので、やはり2,000食というところの調理を考えると厳しいのかなというところでした。

数年前まで3年くらい汁物で実施しておりましたが、そのときの最優秀賞が「鯖缶を使った汁物」だったのですが、給食で出すのは難しいなというところで、入賞した方のレシピをおたよりで紹介する形をとらせていただいております。

次は、収納状況等については、3月中に100%という見込みで、委員さん方からもありがとうございましたといった意見もいただいております。

以上、報告です。

○高橋教育長 ありがとうございます。

質問、意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「報告第1号 令和6年度第3回釜石市学校給食センター運営委員会の開催結果について」は、報告事項として了承願います。

「報告第2号 令和6年度第3回釜石市文化財保護審議会の開催結果について」を事務局から説明をお願いいたします。

○正木文化振興課長 資料の4ページを御覧ください。

去る2月28日、10時半から12時まで、釜石市役所の第7会議室において、第3回釜石市文化財保護審議会を開催いたしました。

報告2件と審議1件、あとは議事が2件ということになります。

まず、報告の1番目として、第20回釜石市有形文化財公開事業の開催結果について報告してございます。2月1日、2日の2日間事業を実施しまして、来場者数は両日合わせて322人になりました。

報告2、三浦命助関係資料についてということで、こちらのほうは県の指定文化財となることになりまして、4月以降、県のほうから正式な指定が行われる予定でございます。

5ページ目の中ほどです。審議の1番目、釜石市指定文化財に係る諮問についてということで、教育委員会のほうから市の指定文化財に関して諮問がございました。こちらは後でまた説明しますけれども、1点につきましては、有形文化財の新道峠の庚申塔という石碑になります。次の議案のところで詳しくお話をしたいと思います。

5ページが一番下です。議事の1番目として、郷土芸能祭の開催日程についてということで、7年度、来年2月8日に開催するというので日程を決めてございます。

あとは6ページの中ほどです。議事の2番として、釜石市指定文化財推進物件についてということで、こちらについては新規提案ということで、常龍山之碑と、あと和山で今年度新しく見つかりました新発見のシナノキということで一つ提案してございます。

以上でございます。

○高橋教育長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました。質問、意見等ございませんか。

よろしいでしょうか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「報告第2号 令和6年度第3回釜石市文化財保護審議会の開催結果について」は、報告事項として了承願います。

「議案第6号 釜石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を事務局から説明をお願いします。

○笹村総務課長 7ページを御覧願います。

「議案第6号 釜石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」であります。

この規則は、令和7年4月1日の組織機構の見直しにより、文化財課に関する事項を追加することにより改正を行うものでございます。

説明は以上であります。

○高橋教育長 ありがとうございます。

質問、意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「議案第6号 釜石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決することで御異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

「議案第7号 釜石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を事務局から説明をお願いいたします。

○笹村総務課長 それでは、13ページを御覧願います。

「議案第7号 釜石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」であります。

この規則も、令和7年4月1日の組織機構の見直しにより、教育委員会事務局に文化財課が加わることにより改正を行うものです。

主たるものにつきましては、14ページを御覧願います。

新旧対照表をつけておまして、改正前につきましては、一番下の(11)「文化財の調査研究及び保護に関すること」が、文化財課が教育委員会にくることによりまして、改正後のほうでは削除、削るということになっております。

以上でございます。

○高橋教育長 ただいま説明がありました。質問、意見はございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 特にないようですので、「議案第7号 釜石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決することとして御異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 御異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

「議案第8号 釜石市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則」を事務局から説明をお願いいたします。

○笹村総務課長 15ページを御覧願います。

「議案第8号 釜石市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則」であります。

この規則も、令和7年4月1日の組織機構の見直しにより、教育委員会事務局文化財課に改められることにより改正を行うものでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、意見はございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「議案第8号 釜石市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することとして御異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 御異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

「議案第9号 釜石市橋野高炉跡史跡整備検討委員会要綱等の一部を改正する告示」を事務局から説明をお願いいたします。

○笹村総務課長 17ページを御覧願います。

「議案第9号 釜石市橋野高炉跡史跡整備検討委員会要綱等の一部を改正する告示」であります。

この告示につきましても、令和7年4月1日の組織機構の見直しにより、教育委員会事務局文化財課に改められることにより改正を行うものでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、意見ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 特にないようですので、それでは、「議案第9号 釜石市橋野高炉跡史跡整備検討委員会要綱等の一部を改正する告示」は、原案どおり決することとして御異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

「議案第10号 釜石市教育委員会の事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令」を事務局から説明をお願いいたします。

○笹村総務課長 それでは、19ページを御覧願います。

「議案第10号 釜石市教育委員会の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令」であります。

この訓令につきましても、令和7年4月1日の組織機構の見直しにより、文化財課に関する事項を追加することにより改正を行うものでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、意見はございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 特にないようですので、それでは、「議案第10号 釜石市教育委員会の事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとして御異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 御異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

「議案第11号 釜石市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を事務局から説明をお願いいたします。

○笹村総務課長 26ページを御覧願います。

「議案第11号 釜石市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」であります。

この訓令につきましても、令和7年4月1日の組織機構の見直しにより、文化財課に関する公印の追加等を行うことにより改正を行うものでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 質問、御意見等はございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 特にないようですので、「議案第11号 釜石市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとして御異議ありませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 御異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

「議案第12号 釜石市教育委員会外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則」を事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木学校教育課主幹 33ページを御覧いただきたいと思います。

「議案第12号 釜石市教育委員会外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由については、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の運用改善に係る報酬額の改定を行うほか、現在の外国語指導助手の業務内容に沿って所要の改正を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 主な改正点というのはどこですか。

○鈴木学校教育課主幹 主な点は報酬額の改定でございます。

○高橋教育長 質問、意見ございませんか。

○各委員 （なし）

○高橋教育長 よろしいでしょうか。

「それでは、議案第12号 釜石市教育委員会外国語指導助手就業規程の一部を改正する規則」は、原案どおり決することとして御異議ありませんか。

○各委員 （異議なし）

○高橋教育長 御異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

「議案第13号 釜石市立中学校部活動指導員設置規則」を事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木学校教育課主幹 36ページを御覧願います。

「議案第13号 釜石市立中学校部活動指導員設置規則」でございます。

提案理由でございます。学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動において、技術的な指導ができる部活動指導員を配置することにより、効率的・効果的な部活動を推進し質的向上に取り組むとともに、教員の負担を軽減するなど、学校における部活動の指導体制等の充実を図るためでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 中身が分からないと教育委員さん方も質問ができないと思いますので、中身を説明してもらえますか。

○鈴木学校教育課主幹 文科省により策定されましたガイドラインがございます。令和5年度から令和7年度の3年間は改革推進期間として、部活動の地域連携、地域移行の実現を目指すこととされています。このことから、地域移行を計画的に進めるものでございます。

部活動指導員は、教員に代わり、部活動指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動をするとともに、教員の勤務負担軽減を図ることを目的としているものでございます。令和6年度は県内では24市町村が取り組んでございますし、県内の都市では、実は釜石だけ部活動指導員の配置がないということで、今回設置の規則を策定するものでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 36ページの第2条のところですがけれども、身分は会計年度任用職員ということになります。

それから、主な中身として、学校長の監督を受けながら、技術的な部活動の指導を行うことになるということで、(1)から(10)のところですか。このような職務内容になるということですか。特に部活動指導員の配置については、教員が専門的に指導できない場合、この指導を部活動指導員が技術的な面を専門的に指導することによって子どもたちの部活動への意欲の向上を図るということと、先生方のそういう面での負担の軽減を図るところが主な役割になるかなということですか。

特に、今説明がありましたように、国のほうでは部活動の地域移行を進めている中で、なかなか地域の受け皿が確保できなくて、部活動の地域移行が進まない場合に、その前段階として、指導員を配置しながら、次への部活動の地域移行に向け進めていく形をとることも可能だということで予算化をしているということですか。

ですから、この指導員の配置によって、例えば土日、休日の日に顧問がつかなくても部活動指導員が指導することができるということ、これまでは部活動の顧問がつかないと部

活動ができなかったのが、指導員が単独で部活動をするところができるということになる。それによって、教職員の負担軽減が図られるということになります。

それから、例えばA校に部活動指導員が配置になった場合に、場合によってはB校、C校の子どもたちも一緒に部活動指導員が合同で指導をするということも、単独での指導もできる、合同でも指導ができるということになります。ただ、それは部員数とか、あとはそれぞれの学校の置かれている状況によって、そこはどうかというところは今後検討を行うという形になろうかなというところです。

37ページの第7条、勤務時間1時間につき1,600円の手当が支給されるということにもなっているということです。

来年度については、3名配置になって、甲子中学校の卓球部、釜石東中学校の卓球部、唐丹中学校のバドミントン部ということで、一応3つの学校にそれぞれ各1名ということで3名の配置の予定になっているということです。

教育委員会とすれば、今後、なかなか地域移行が進まないという現状であれば、なるべく部活動指導員をできるだけ増やしながらか、地域移行に向けた体制づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

少し補足させていただきました。

質問、意見はございませんか。

○中田委員 基本的に大賛成で、今の働き方改革の中では土日の練習とかなかなかできなかった部分が、運動のほうでも指導員がいることによってやれるようになるということがすごくよかったなと思っています。

一方で、万が一トラブルが起きたときの責任というのはどのようになっているのでしょうか。

○鈴木学校教育課主幹 学校部活動の範囲になりますので、今までと変わらないといえますか、そのために会計年度職員として任用し、そういうふうな形となります。

○浅野学校教育課長 補足で、第3条のところにトラブル等を想定して、(8)生徒指導に係る対応、(9)事故が発生した場合の現場対応等も、そのときの状況に応じて対応いただくことと、もちろん学校の教職員、学校長も含め、そのときの状況に応じて対応するような形でいきたいと考えておりました。

○高橋教育長 あと部活動指導員だけが対応するというのではなくて、あくまでも学校としての対応になってくるのではないかなというところです。

佐野委員さん。

○佐野委員 土日に体育館など学校の施設を使う場合、管理というのは指導員の方に任せるのでしょうか。

○笹村総務課長 学校職員になると思いますので、そこは教職員の方とコミュニケーションをとって鍵の開け閉めはやるということになります。

○佐野委員 教員がやらなければいけないと負担があまり変わらないのではないかと。

○笹村総務課長 指導員さんが恐らく鍵を預かって開けたりする形になるのではないかと思います。

○高橋教育長 顧問と同じ立場ということで、顧問がやっていた部分を担うということです。

○佐野委員 詳しく読んだわけではないのですが、例えば、大会や練習試合の引率など

ほどの程度まで可能ですか。

- 鈴木学校教育課主幹 設置規則によりまして、学校の先生がつかなくても部活動指導員が率いて大会のほうにも参加できるようになっております。
- 佐野委員 練習試合にも引率して行ったりすることもできるということですか。
- 鈴木学校教育課主幹 そうです。
- 佐野委員 指導員へ部活動の顧問を命じることができるということは、顧問がいる場合は部活動の顧問がいて、いない場合は指導員の方に部活動の顧問を命じてやってもらうということですか。
- 高橋教育長 指導員に顧問を命じることができるし、ただ、単独で指導員が顧問をするのではなくて、誰かほかの教員が入るということですよ。ですから、顧問がいて、その顧問プラス指導員も顧問にできるという解釈でよろしいですか。
- 浅野学校教育課長 現在、平日が学校の部活動、休日が部活動指導員という想定になっているので、状況を見て先生と指導員とのやり取りになるとは思いますが、いずれ平日も部活動に移行することを想定して、指導員が顧問ということもできるという規定です。
- 佐野委員 あと3名の方が来年度指導員になられるということですが、具体的にこの方たちは過去に学校で部活動指導をした方ですか。それとは全く関係ないのでしょうか。
- 浅野学校教育課長 3名とも現在、外部コーチとして携わってくださっている方を任用してお願いするという形です。
- 高橋教育長 これまでに子どもたちの指導に関わってくださった方が部活動指導員として任用をされたということですね。
- 佐々木委員 卓球とバドミントンというところで3名指導員がいらっしゃるということでしたけれども、ほかの種目に関して7年度の目途は立っているのでしょうか。
- 浅野学校教育課長 アプローチをかけていって、引き受けてくださった方が今回3名だったということなので、引き続き各種目、引き受けてくださる方を見つけて参りたいと思います。
- 佐野委員 服務については公務員に準ずるような形になるかと思いますが、校長の監督を受けて命令などをしたりするのですが、学校で年間行事とかいろいろスケジュールがあるのですけれども、よく外部の指導者に依頼したときにそこでトラブルみたいなものが生じたり、勉強よりも重視になることが実際あったりしたわけですがけれども、服務については校長に権限があって、校長の監督の下にきちっと行われなければいけないということで、服務の宣誓などをしてからになると思います。あと採用の仕方というのは、教育委員会が一人一人面接をして選ぶのでしょうか。例えば学校長任せにするのか、任せというとな変な言い方ですがけれども、いろいろ、ものによっては校長判断でいいからということで進められる場合もあるのですけれども、これに関しては採用の責任というのか、教育委員会が主体となってやるのでしょうか。
- 鈴木学校教育課主幹 面接を実施して、会計年度職員でございますので、手続をしてそのような流れになってきます。
- 佐野委員 ふさわしいかどうかの、試験というのではないと思うのですがけれども、どういう形なのでしょうか。推薦を受けてなのか、あるいは自己推薦などになるのでしょうか。
- 鈴木学校教育課主幹 今までは外部指導員として入っておりますので、学校のほうとはある

程度連携がとれているところもありまして、それを踏まえ面接をして任用するという形になります。

○佐野委員　そういう方はいいですが、これからどんどん入ってくるといろんなパターンが出てくると思います。給料がもらえるというのであれば、またいろいろな方が応募してくるかもしれません。

○高橋教育長　基本的には部活動指導員ですので、釜石の部活動のガイドラインに沿って実施してもらおうということで、もしかして、それから外れたような行為などが目立つということであったり、指導に従わないということであれば、ここに書いてあるように辞めていただくということもあるということです。

そのほかございませんか。

よろしいでしょうか。

○各委員　（なし）

○高橋教育長　それでは、「議案第13号 釜石市立中学校部活動指導員設置規則」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

○各委員　（異議なし）

○高橋教育長　御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

「議案第14号 釜石市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令」を事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木学校教育課主幹　39ページを御覧願います。

「議案第14号 釜石市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令」でございます。

提案理由でございます。統合型校務支援システム（電子処理機能を利用して職員の服務に関する事務の処理を行うシステム）の導入に伴いまして、当該システムへの記録をもって、手続に係る書類の提出を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

また、整備されておりました公印手続の見直しに伴いまして、様式から押印欄を削除するものでございます。

説明は以上でございます。

○高橋教育長　ただいま説明がありました。質問、意見等ありませんか。

○各委員　（なし）

○高橋教育長　特にないようですので、それでは、「議案第14号 釜石市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令」を、原案のとおり決することとして御異議ございませんか。

○各委員　（異議なし）

○高橋教育長　御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

「議案第15号 釜石市指定文化財の指定に関し議決を求めることについて」を事務局から説明をお願いいたします。

○正木文化振興課長　資料の64ページを御覧ください。

「議案第15号 釜石市指定文化財の指定に関し議決を求めることについて」です。

先ほど少しお話ししましたが、去る2月28日の釜石市文化財保護審議会において、新道峠の庚申塔という有形文化財ですけれども、教育委員会のほうから市の指定文化財としてどうかという諮問をしていただきまして、会議の中で市の指定文化財とすることにふさわしい物件であるということで答申すべきであるということで、同日付で教育委員会のほうに

答申されているものでございます。これを受けまして、釜石市文化財保護条例第4条第1項の規定によりまして、次のとおり市の指定文化財の指定をすることについて議決を求めようとするものでございます。

新道峠の庚申塔というのは何かということですが、議案第15号資料として別冊の資料をお配りしておりましたけれども、これの4ページ目、一番上の写真を御覧ください。唐丹町片岸の山の中ですけれども、このような石碑、庚申塔と書かれた石碑が立っております。高さが台座を含めまして2メートル1センチの石碑でございます。

これがどういったものかということですが、同じ資料の2ページの上に、指定理由について記載がございます。「当該文化財は、天保4年に発生した飢饉を救済するため、地元の有力者が協力しながら困窮する人々を助ける新道開発を行った貴重な記録が線刻されているとともに、当時の住職や屋号、人物を知る手がかりとなる。また、この記録は、伊能忠敬の存命中にその業績をたたえる陸奥州気仙郡唐丹村測量之碑や星座石を建立した葛西昌丕の書によるものである。本石碑は、天保4年の飢饉とその救済事業である新道開発の歴史を伝える記録であるとともに、葛西昌丕の足跡を伝える上で貴重である」ということが評価されての指定をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○高橋教育長 質問、意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、「議案第15号 釜石市指定文化財の指定に関し議決を求めることについて」は、原案どおり決することとして御異議ございませんか。

○各委員 (異議なし)

○高橋教育長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

日程第3、定例報告事項等に入ります。

(1) 各課事業報告及び(2) 各課事業計画について、順次説明をお願いいたします。

【定例報告事項等】

(1) 令和7年3月各課事業報告・(2) 令和7年4月各課事業計画について
(総務課3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(学校規模適正化推進室3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(学校教育課3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(学校給食センター3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(まちづくり課3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(図書館3月事業報告・4月事業計画に関連して)

(文化振興課3月事業報告・4月事業計画に関連して)

○高橋教育長 ありがとうございます。

ただいま各課より報告と説明がありました。質問、意見等ございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、学校教育課のほうから、卒業式等の感想等があればということでしたので、お話ししていただいてもよろしいでしょうか。

○中田委員 卒業式は白山小学校と唐丹小学校、小規模の学校でした。白山は1人ということで、すごく思い出に残る卒業式になりました。1人だったのですけれども、在校生もすごく声が大きくて、そこがまた感動的で、見ていてこちらのほうが涙が出てくるような感じで、とてもすばらしい卒業式でした。

あと唐丹小学校のほうも小規模ではあったのですけれども、一人一人がきちんと主役といえますか、周りを盛り立ててあげるような温かい卒業式で、そちらのほうも合唱があったのですけれども、合唱で泣いている子どもがいて、それにもらい泣きしたような感じで、とても温かい卒業式で感動しました。ありがとうございます。

○高橋教育長 では、花輪さん。

○花輪委員 私は甲子中学校と釜石小学校に行かせていただいたのですけれども、甲子中学校はすごく個性があって、すごいよかったなという気がします。卒業証書を見せるのも、東中学校でなかったのも、すごい感動していいなというのを感じました。

釜石小学校は人数が少ないのですけれども、呼びかけとか子どもたちの声量がすごくて、体育館中にすごい声が響いていて、それに感動しました。行かせていただいてありがとうございます。

○高橋教育長 佐々木委員さん。

○佐々木委員 私は大平中学校と双葉小学校に出席させていただきました。

大平中学校は、スクリーンがあって、子どもたちが証書をいただく姿をみんなに見ていただけるようなシステムになっていて、この方法もすばらしいと思いました。やはりお二方ともおっしゃるように子どもたちが大きな声できちんと呼びかけであったり、合唱であったり、合唱のときにはやはり涙する子がいて、今の子はしないのかと思っていたのですけれども、そんなことはなくて、うるうるしながら歌っていたのを見て、在校生と卒業生の呼びかけもとてもすばらしかったです。

双葉小学校に関しては、双葉の学童にいたというのがありますが、挨拶を泣かないで話せるか気になっていたのですけれども、きちんと大きな声で在校生に向けて呼びかけをしていたのを見て、感動してずっと泣き放しの状態でした。ありがとうございます。

○高橋教育長 佐野委員さん。

○佐野委員 私は唐丹中学校と小佐野小学校と甲子小学校に行ってみりました。どの学校も本当にすばらしい卒業式でした。

唐丹中学校は、山火事との関係もある生徒や先生もいる中での卒業式だったんだなということを感じました。

あと小佐野小学校は、最初、校長先生のほうから、今日は都合により2人の生徒が出席で

きないですと言ったのですけれども、式の終わりのほうでしたけれども、呼びかけの言葉の途中にその2人が先生に連れられて入ってきて、一緒に呼びかけたということで、校長先生をはじめ涙を流して、感動的な卒業式でした。

甲子小学校は、私も甲子ということで、来賓の中に親戚や同級生もいたりしたのですけれども、コロナのときは来賓はさほどいなかったのですが、今回は学校評議員の方などいっぱいいました。その中の甲子学童室長の同級生から声をかけてもらい見学をしたのですが、春休みなので、90人くらいいるうちの60人が今日は来ているということで、学童の中がびっしりで、トランプやゲームをやったりしていました。本当に日頃からご苦労さまだなというのを感じて見てまいりました。

以上です。

○高橋教育長 私は、栗林小学校、鶴住居小学校、釜石中学校、平田小学校、4校参りましたけれども、共通しているのはみんな式に臨む態度が立派で、座り方や卒業証書の受け取り方など、学校で指導が行き届いているのだなと思いました。やはり、節目節目にそういうふうなしっかりとした励行など指導する機会がなかなかないので、その機会にもなっているのだなと思いました。

やはり小学校も服装が学校によって違うなというふうに感じました。栗林小学校は女子はみんな羽織袴で、鶴住居小学校は男子の羽織袴が多いというのが特色だったかなと思います。

平田小学校は、ほとんどが中学校の制服でした。多分昔からそういう習慣になっているのかなということを感じました。特に平田小学校は証書を受け取る時の態度や呼びかけ、合唱もすごく立派でした。

釜石中学校は、男子がいっぱい泣いていて、それを見ていて男女の仲がよかったのかなというのをすごく感じるような卒業式でした。合唱も非常によかったです。歌う声も、国歌斉唱から、大きな声でみんなが歌っていて、最後の全ての歌、在校生も含めてしっかりと歌っていたというところで、合唱の歌うことの文化が学校全体で根づいているなというのを感じたのが釜石中学校でした。

全体的な感想は、式が子どもたちのものになってきているのではないかなということが、すごくそれぞれの学校で感じるような、子どもたちが主役の卒業式になっているなというところでした。ありがとうございました。

また入学式もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○笹村総務課長 今、佐野委員さんから甲子小学校の学童のお話がありました。4月から図書室と体育館を学童に開放することで、市側と協定書を結んで、場所や時間、使い方について進めていて、昨日、一緒に現場を確認してきたところでしたので、大分混雑状況は緩和されると思います。

○佐野委員 よかったと思います。ありがとうございます。

○高橋教育長 そのほか、質問、意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

○各委員 (なし)

(3) その他

○高橋教育長 それでは、次に進ませていただきます。

(3) その他何かございませんか。

○各委員 (なし)

【その他】

○高橋教育長 それでは、日程第4、その他に入ります。

予算の主要事業について（教育委員会補助執行分事業分）の説明をお願いします。

まちづくり課よりお願いします。

○佐藤まちづくり課長 その他、資料の1ページを御覧ください。

1つ、放課後子ども教室推進事業ということで、305万8,000円ということで、事業内容につきましましてはずっと同じものでございます。簡単に言えば、地域の子どもの居場所づくりということの事業でございます。事業内容ということで、実施場所、6教室（7小学校区）ということで書いておりますけれども、これは鶴住居小学校と栗林小学校が鶴住居と一緒にやっていますので、一つ少ないような感じで見受けられるのですが、ここは2つが1校になっているので、7小学校区ですけれども、6教室で行っております。

鶴住居だけは震災後、一般社団法人が独自で地域に入って活動を行ってまいりましたので、そのまま業務継承して行っている。それ以外については各学校区にリーダーの方、また、運営を行うサポートの方がおられて、放課後の事業の中で学習サポートとか遊びの見守り、あとは季節のイベント、クリスマス会やハローウィン、お正月、特別講座ということでeスポーツの体験とか、地域の人たちのふれあいということで、子ども食堂も少し絡んできているということになります。また、最近は中学校、高校生の交流会へのボランティアが数多く参加されているということでございます。

続きまして、地域学校協働活動体制推進事業ということで、541万8,000円ということになっております。これに対しては学校に地域コーディネーターを配置して、その中で学校の周辺の環境整備、草取りとか窓ふき、あとは授業サポートということでこれはほとんどが家庭科のミシンのお手伝いとか、学習サポートに入っているというのがメインだそうです。

あとは総合学習で、社会科見学等の随行です。登下校の見守り、読み聞かせ等の読書推進活動ということで、これについても、今小学校は9校になっております、白山小学校が増えて9校ということで、中学校は今までゼロ校でしたけれども、7年度、釜石中学校、釜石東中学校の2校が設置予定で今動いております。参加ボランティア数が年々増えておりました、令和5年度までで延べ6,880人の方がボランティアとして関わっていただいております。今後も学校等のニーズとか、それに合わせた形でコーディネーターさんの配置というものを増やしていきたいなと思っております。

以上です。

○高橋教育長 文化振興課からお願いします。

○正木文化振興課長 同じく1ページの下のほうです。458番、埋蔵文化財保存事業、786万6,000円です。こちらの事業につきましては、埋蔵文化財の今後の保護を目的としてございます。遺跡の詳細分布調査のほか、個人住宅の建設工事、各種開発事業に伴う史跡確認調査を実施するというので、簡単にいいますと、家を建てる時、市内に320か所ほど埋蔵

文化財の包蔵地というのがあるのですけれども、家を建てる時にここに建てていいですかという届出が出てきまして、包蔵地に該当すれば、例えば立会いが必要だとか、試掘が必要だとか、そういったことで回答して、埋蔵文化財を保護していこうということでございます。

続いて、460番、歴史はっけん事業になります。市内に埋もれた歴史、あるいは文化財を発見または再発見しまして、これを保存から活用まで幅広く伝えていくとともに、歴史文化財を将来のまちづくりへ活用していこうとするものでございます。

来年度の事業内容、計画としましては、文化財保存活用地域計画の進捗管理を行う協議会を開催することと、あと下に歴史文化に関する講演会の開催とありますけれども、今年が戦後80年になりますので、釜石では艦砲射撃を2回受けたというところをメインに戦争の歴史、艦砲射撃の歴史というところで例えば、講演会や映画の上映会なりできればいいなということで今考えてございます。あと釜石の食文化に関する座談会ということで、地域独特の例えば漬物ですとか、郷土料理の関係で調査のほうを進めていきたいと思っております。

続いて、461番、鉄づくり体験事業でございます。こちらは市内の中学1年生を対象にした鉄づくり体験をやってございますけれども、7年度はこの鉄づくり体験のほかに、鉄の検定というところも中学1年生を対象にやっていきたいと思っております。ですので、鉄づくり体験が終わった後、あまり時間が空かないように、学校側と相談しながら生徒さんたちに鉄の検定を受けてもらおうということで考えてございます。

463番、橋野高炉跡整備事業になります。こちらにつきましては、平成30年3月に策定した「橋野鉄鉱山の保存・整備・活用に関する計画」に基づきまして、史跡整備、あるいは調査を行おうとするものでございます。中身とすれば、史跡整備検討委員会を2回開催することと、範囲内を確認調査といたしまして、主に三番高炉ブロックの発掘調査をしようとするものでございます。

464番、橋野高炉跡修復・公開活用事業になります。こちらにつきましては、橋野鉄鉱山を適切に保存・修復して、後世に残していくとともに、安全で快適な見学環境の確保と史跡に関する理解増進を図る必要があるということで、こちらは二番高炉ブロックの見学道の整備と遺構の表示ですね、これまで鍛冶長屋、大工長屋等の跡が見つかっておりましたので、そちらのほうに遺構の表示をしてまいりたいと考えてございます。

465番、屋形貝塚保存活用事業になります。唐丹と大石の貝塚を伴う縄文時代の集落跡でございます「国史跡 屋形遺跡」を保存・活用していくための取組を進めるものでございます。具体的には、屋形遺跡の整備検討委員会を開催したいというものでございます。目的とすれば、これは保存・活用に関する計画をつくることを目的としてございます。あとは遺跡の内容確認発掘調査としまして、土器や石器などの遺物リスト事業を委託しようとするものでございます。

468番、鉄の歴史館改修事業になります。昭和60年にオープンした鉄の歴史館に経年劣化による老朽化が見られることから、空調設備の工事の実施設計を行おうとするものでございます。

471番、橋野鉄鉱山インフォメーションセンター共通展示整備事業になります。橋野鉄鉱山インフォメーションセンター内に橋野鉄鉱山と明治日本の産業革命遺産の構成資産全体を

理解できる展示（共通展示）を整備しまして、世界遺産の認知度の向上、理解増進を図るものでございます。2015年に行われた第39回ユネスコ世界遺産会議で勧告されているものでございます。今のところ8エリア中4エリアで整備が進んでいるところでございます。今年は共通展示の整備工事をしようとするということでございます。

472番、みんなで伝える郷土芸能体験事業でございます。これは新規事業になります。郷土芸能の後継者不足が課題となっておりますので、子どもたちに郷土芸能を体験する機会を提供するとともに、あとは郷土芸能の発表する機会を併せて設けようとするものでございます。これによって郷土芸能の継承、担い手の育成につなげたいというふうに考えてございます。プラスして、郷土芸能について記録映像を残して伝承の一助としたいということでございます。事業内容は郷土芸能の体験教室と映像記録の作成の委託料になります。

473番、橋野鉄鉱山事業になります。橋野鉄鉱山の周知と公開に向けた取組を行おうとするものでございます。ポスター・チラシの印刷ほか、ガイドの委託、環境整備委託、負担金のほか、毎年実施していますけれども、みんなの橋野鉄鉱山ということで、環境整備、清掃事業と講演会をセットでやる事業だったり、普段見られない採掘場、山の奥まで入っていくのですけれども、そちらのほうまでの見学会などの事業も実施するところでございます。

最後になります。475番、世界遺産登録10周年記念事業、こちらは今年世界遺産登録10周年になりますので、世界遺産シンポジウムと世界遺産マルシェというものを開催しようとするものでございます。具体的には7月5日、東京のほうで8県11市23の構成資産の全体の記念行事が行われる予定でございますので、翌週の7月12日、T E T T Oで橋野鉄鉱山の記念行事をやりまして、翌13日は橋野でラベンダーまつりと併せてバイオリンの奏者である方をお招きしまして、森の音楽祭を開催していこうとするものでございます。

以上でございます。

○高橋教育長 ありがとうございます。

質問、意見はございますか。

○佐野委員 質問ではないのですけれども、例えば橋野鉄鉱山に関して、やはり教育委員会としては生徒が何らかの形でつながりを持って、もっと魅力ある世界遺産にできないのかなと感じることが多いのですけれども、例えば修復なんかは専門家がしなければいけないかもしれませんが、環境整備という意味で、清掃活動とか、近くの学校とか、あるいは絆会議みたいなのを中心に何かできないのかなとか、あるいはいろんなアイデアを生徒のほうからもらって、魅力ある世界遺産としての橋野鉄鉱山をもっと広めていくことはできないのかなと思うのですけれども、意見ですけれども、言うのは簡単なんですけれども、何かいろんなアイデアがあると思いますが、いろいろな人を呼んだりするのもいいかもしれないですが、教育委員会としてやはり生徒と関わらせたいという感じがしております。そういったところのアイデアがあれば生かしていただければありがたいなと思います。

○正木文化振興課長 補足させていただきます。鉄づくり体験事業、中学1年生対象の事業がありますが、その体験を行う前に、座学ということで各学校のほうから要請があった際に、うちの職員が行って、鉄の歴史などのお話をさせてもらって、理解を深めたうえで体験事業ということで今までやってきておりますし、来年度もそれは引き続きやっていきます。

プラス、あと小学生の高学年を対象に、7年度から鑄造体験ということで、職員が各学校

に出向いて鑄造体験してもらおうということを新しい取組として考えております。

あとは栗林小学校が主になりますけれども、鉄の学習発表会ということで、秋に皆さんの前で勉強してきたことを発表してもらおうというような企画も毎年実施しているところです。

○佐野委員 分かりました。

○佐藤まちづくり課長 今回の世界遺産10周年記念事業ということで、栗橋公民館の運営審議会で、これにちなんだもので、応援センター中心に地域の人たちも環境整備などをやっていくということで話が出ておりました。栗林小学校としても10周年の記念事業に関して、具体的には今ということでしたけれども、関わりのある授業などをやっていきたいという話が出ていました。各運営委員会と公民館の審議会での話をし、公民館やセンターからでもいいので、学校といろいろ調整しながら、見学や環境整備などを市内全体でやればいいねという話が出ていましたので、公民館事業の中でも学校とタッチアップして、地域も絡めてやっていってもおもしろいなという話は今全体的に出ていました。

あと図書館のほうの絡みにもなりますけれども、「本のまちプロジェクト」の中で、企画展は当然やると思いますが、全公民館的にそういうのをやってもいいのではないかという話も出ていたので、これはうまく乗らせていただいて、公民館、センターの整備をしていきたいなと思っていましたので、よろしくお願いします。

○高橋教育長 来年度から世界遺産室、文化財のほうが教育委員会の所管になるということで、これまで以上に教育委員会の所管になるので、子どもたちとの関わりとか、教育への活用ということなども、もっと考えていったらいいのではないかという御意見だと思いますので、今の佐野委員さんの意見を踏まえながら、何か具体的なものがあればどんどん進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

そのほかございませんか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 次に、入学式出席者の変更についてお願いします。

○鈴木学校教育課主幹 入学式の出席者の変更について、御説明いたします。

小佐野小学校出席予定が教育部長でございましたけれども、指導主事が出席することで変更しております。

○高橋教育長 よろしいでしょうか。

小佐野小学校の出席者は教育部長から指導主事のほうへ変更ということですので、よろしくをお願いします。

その他委員の皆さんから何かございませんか。

よろしいでしょうか。

○各委員 (なし)

○高橋教育長 それでは、日程の確認をお願いいたします。

(次回定例会について)

令和7年4月教育委員会議定例会の日程について協議。

開催日は令和7年4月23日(水)午後1時30分と決定。

○高橋教育長 以上を持ちまして、本日の定例会は閉会いたします。

午後2時45分閉会